

保険金 請求方法の ご案内

保険金請求書類の送付先

- P16の(料金後納用紙)をコピーして定形封筒に貼付してください。
- ご自身で送料を負担される場合は、こちらまで

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

■ お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター → **0800-888-8256** 03-6810-2314

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

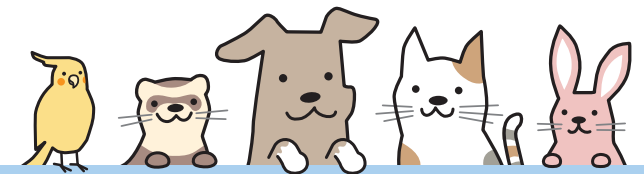
■ ご意見・苦情等はお客様相談センターへ

お客様相談センター → **0800-111-1091** 03-6810-2315

ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。

URL: <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■引受保険会社



50%
補償

●「保険金請求方法のご案内」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下「どうぶつ健保」)の保険金請求方法や保険金請求の際にご注意いただきたいこと等を説明しています。別冊の「ご契約のしおり」およびP23の「保険金請求書(兼医療照会同意書)」をご一読の上、この冊子を被保険者(保険の補償を受ける人)が、「保険金請求書(兼医療照会同意書)」および「診療記録簿」とともに動物病院へ持参いただきますようお願いいたします。

● ご契約者の皆様へのお願い

この冊子の内容を、被保険者の皆様とともにご理解くださいますようお願いいたします。(ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。)被保険者の範囲は、ペット保険普通保険約款およびペット賠償責任特約において次のように定められています。被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合もありますのでご注意ください。

被保険者は保険証券等記載の被保険者(以下「本人」)のほか次の方をいいます。
(ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。)

- ①本人の配偶者
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

● 保険用語について

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり、単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えかねない場合を除き、できる限り「どうぶつ」と表記しています。また、保険の対象となるどうぶつが被った身体障害を約款上「傷病」といい、以下「病気・ケガ」と表記しています。このほか主な保険用語のご説明につきましては別冊の「ご契約のしおり」に記載していますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

保険金請求方法のご案内 目次

保険金請求手続きの流れ 03

保険金をご請求いただくにあたっての注意事項 05

窓口で精算できる場合のお手続き 09
対応病院の窓口における保険金請求手続きについての説明です。

窓口で精算できない場合のお手続き 11

ペット賠償責任特約について 19

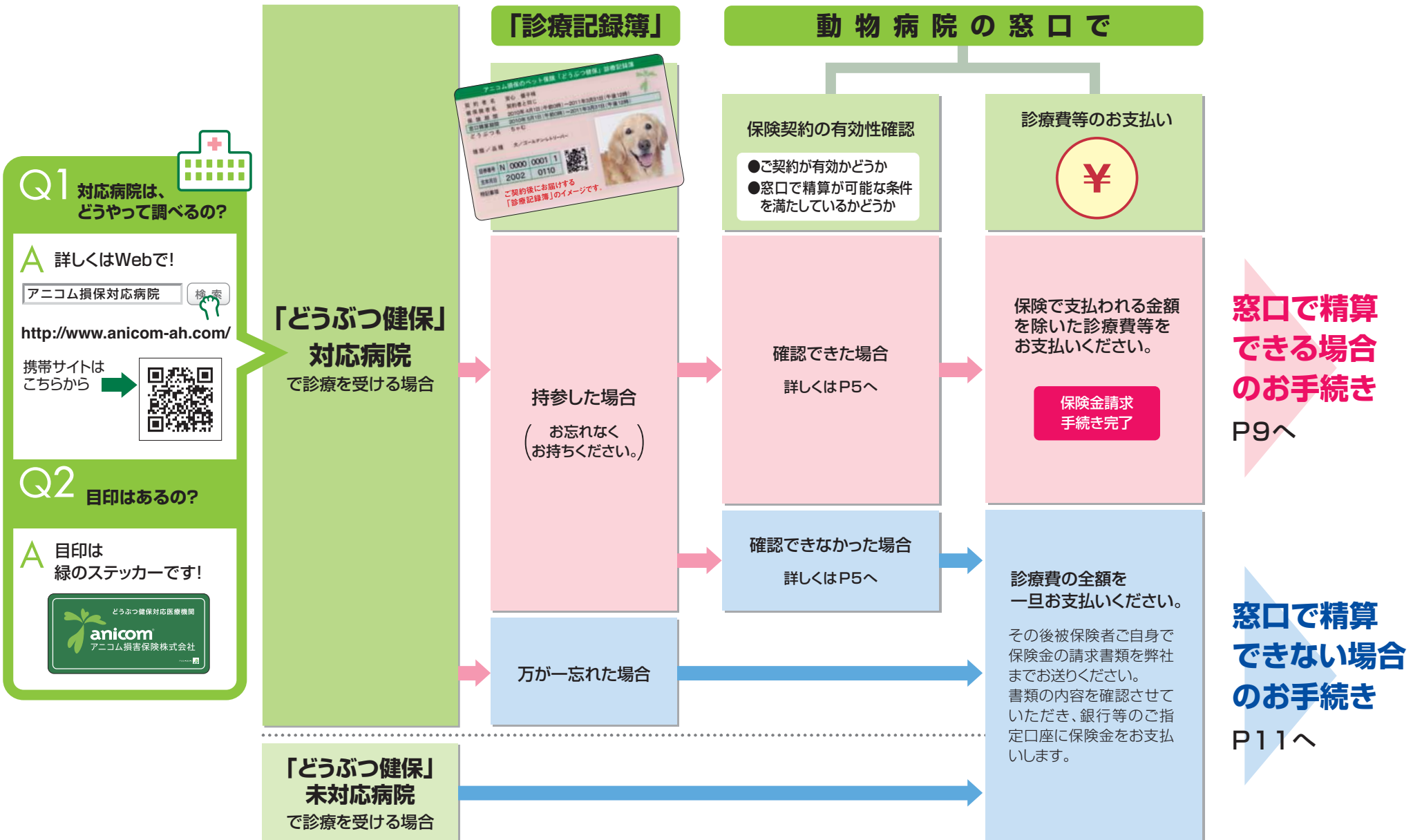
Q&A 21

保険金請求書(兼医療照会同意書) 23

手術用診断書 25

保険金請求手続きの流れ

この冊子は、保険金請求手続きに関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、普通保険約款・特約にてご確認ください。



保険金をご請求いただくにあたっての注意事項

保険契約の有効性確認や保険金をお支払いできない主な場合など、重要事項についてまとめています。

1 保険契約の有効性確認とは

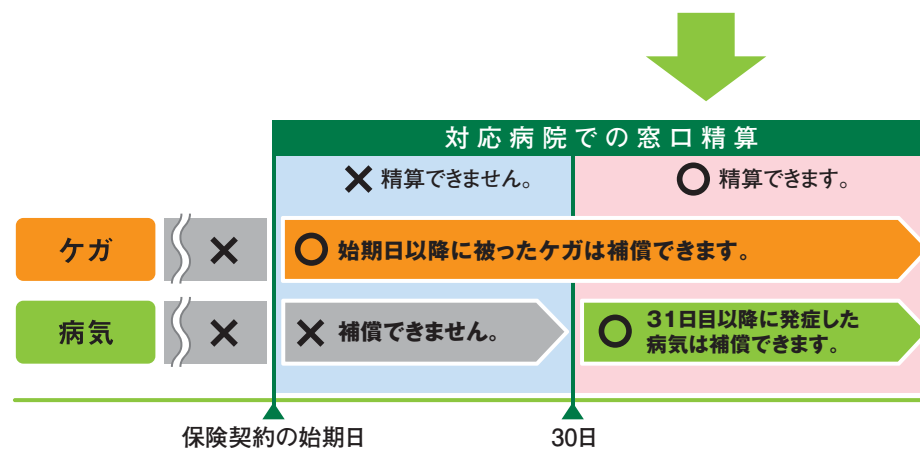
対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認することをいいます。

- (1) 「診療記録簿」を忘れた
 - (2) 弊社にて保険料の入金が確認できていない
 - (3) 同日に複数回通院した場合の2回目以降の診療
 - (4) 窓口精算期間外
- など

対応病院の窓口ではご契約の有効性が確認できません。
直接弊社に保険金をご請求ください。

⚠️ 窓口で精算ができない期間とは？

- 「どうぶつ健保べいびい」
契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間 (100%補償期間)
- 「どうぶつ健保ふぁみりい」
初年度契約の始期日からその日を含めて30日間 (初年度待機期間)



詳しくは、「保険金をお支払いできない主な場合」についてはP7を、「窓口で精算できない場合のお手続き」についてはP11をご覧ください。

「診療記録簿」の
窓口精算期間 を必ずご確認ください。



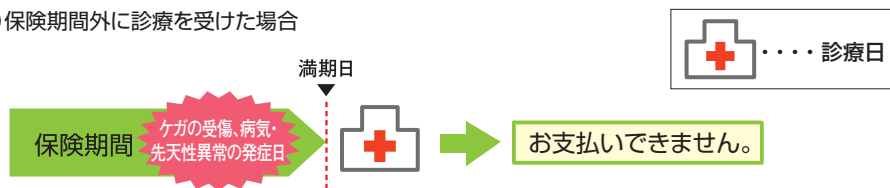
対応病院の窓口で有効性確認ができた場合でも、窓口で精算ができないこともありますので詳しくは、P11をご覧ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

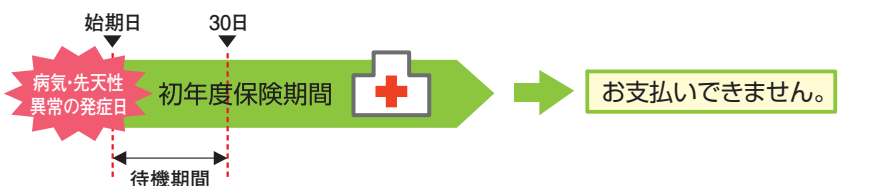
詳しくは、普通保険約款「第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合 第2条、第3条および別表1」をご覧ください。

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

(1) 保険期間外に診療を受けた場合



(2) 「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度待機期間中またはそれより前に発症していた病気・先天性異常の場合



(待機期間中に被ったケガは、P11「窓口で精算できない場合のお手続き」をご覧くださいの上、直接弊社に保険金をご請求ください。)

(3) 初年度契約の始期日より前に被っていたケガの場合



- ご契約いただいているどうぶつではない
- 保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない
- 診療日時時点で保険契約が解約・解除・取消されている
- 限度日数(回数)に達している
- 特定傷病除外特約に該当するケガおよび病気・先天性異常(「診療記録簿」の特記事項欄でご確認いただけます。)
- 契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ等
- 地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
- 予防のために行ったワクチン接種費用およびマイクロチップの装着費用等
- 普通保険約款 別表1(第3条第2項関係)にかかげる事由のいずれかによって負担した診療費等

主な保険対象外の例 (詳しくは普通保険約款 別表1(第3条第2項関係)をご覧ください。)

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約の始期日(またはお引渡日)より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症した病気・先天性異常等 ● 始期日より後であっても、弊社が保険料を領取する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等 ● 「診療記録簿」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<p>ただし、以下の病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犬パルボウイルス感染症 ● 犬ジステンパーウイルス感染症 ● 犬パラインフルエンザ感染症 ● 犬伝染性肝炎 ● 犬アデノウイルス2型感染症 ● 狂犬病 ● 犬コロナウイルス感染症 ● 犬レプトスピラ感染症 ● フィラリア感染症 ● 猫汎白血球減少症 ● 猫カリシウイルス感染症 ● 猫ウイルス性鼻気管炎 ● 猫白血病ウイルス感染症
交配にかかわる費用等	<p>家庭どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および病気・ケガ等</p>
(保険制度運営上) 病気・ケガにあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 去勢・避妊手術等 ● 停留睾丸、睫毛乱毛、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア、肛門腺しぼり等 ● 乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)等 ● 耳掃除、爪切り、断耳、断尾等 ● ノミ・マダニ・ミミヒゼンダニ(ミミダニ)の駆除費用等
検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断費用等 ● 健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査)費用等
健康食品・医薬部外品等	<p>入院中の食餌に該当しない食物および療法食、ならびに獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)</p>
代替医療等	<p>中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療および減感作療法等</p>
治療費以外の費用 治療付帯費用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物病院内で処置に用いられるものを除くシャンプー(薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む)、イヤークリーナー(医薬品イヤークリーナーを含む)等 ● 時間外診療費、往診料、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書作成料、動物病院に行かず薬剤のみ配達される場合の配達料、またはこれらと同種の費用等 ● カウンセリング料、相談料、指導料等 ● 安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析)等

など

窓口で精算できる場合のお手続き

対応病院の窓口における保険金請求手続きについての説明です。

窓口で精算できる
3つの条件

- 1 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること
- 2 窓口精算期間に「診療記録簿」を病院窓口へ提示すること
- 3 病院窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院で診療をお受けください。

未対応病院で診療を受ける場合は
P11のお手続きへ

2 対応病院窓口で「診療記録簿」をご提示ください。

「診療記録簿」は、動物病院の受診履歴を管理する重要なものです。
動物病院窓口で提示していただけない場合は、窓口で精算ができません。



【診療記録簿 表面】

お忘れになった場合は
P11のお手続きへ

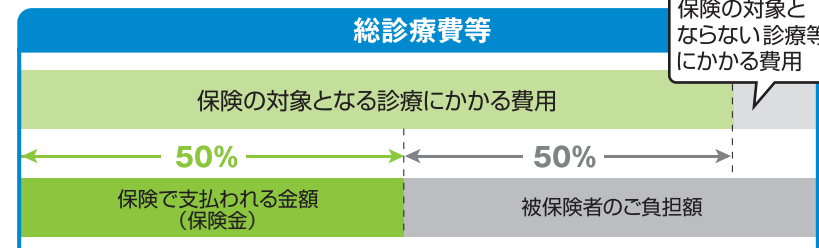
3 対応病院窓口で保険契約の有効性確認をお受けください。

有効性確認とは、対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認することをいいます。

有効性が確認できなかった場合は
P11のお手続きへ

4 対応病院窓口で精算をしてください。

総診療費等から保険で支払われる金額を除いた診療費等を、対応病院へお支払いください。



保険の対象となる診療費の**50%**をお支払いします。

	通院	入院	手術
支払限度額	10,000円まで/日	10,000円まで/日	100,000円まで/回
限度日数 (回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間

※「どうぶつ健保べいびい」のご契約者の方へ
始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、残り11ヶ月間については上記限度日数(回数)を適用します。

5 「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を対応病院窓口で記入してもらう、あるいは被保険者ご自身で記入してください。



【診療記録簿 裏面】

以上のお手続きにより、対応病院窓口で保険金のご請求手続きが完了します。
ただし、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

保険金等受取実績は、ご契約者様専用ページで
ご確認いただけます。



■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
ご契約者様ログイン >> 証券番号・暗証番号を入力

窓口で精算できない場合のお手続き

病院で診療を受けた後に、被保険者ご自身で請求書類を作成していただきます。必要書類を取り揃えの上、被保険者ご自身で直接弊社に保険金をご請求ください。

保険金請求に必要な書類は、診療日から30日以内に提出いただきますようお願いいたします。

窓口で精算できない場合の具体例

「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

(1) 被保険者が病院窓口で「診療記録簿」を提示し忘れたとき	(2) 弊社にて保険料の入金が確認できていないとき (保険料払込猶予期間内に保険料をお支払いいただいた場合は、入金が確認でき次第、保険金のお支払手続きをさせていただきます。)				
(3) 同日に複数回通院した場合の2回目以降の診療を受けたとき	(4) 窓口精算期間外のとき <table border="1" data-bbox="501 1257 1025 1453"> <tr> <td data-bbox="501 1257 766 1337">「どうぶつ健保べいびい」 「どうぶつ健保すまいるべいびい」</td> <td data-bbox="766 1257 1025 1337">「どうぶつ健保ふぁみりい」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1337 766 1453">契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間(100%補償期間)</td> <td data-bbox="766 1337 1025 1453">初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(初年度待機期間)</td> </tr> </table>	「どうぶつ健保べいびい」 「どうぶつ健保すまいるべいびい」	「どうぶつ健保ふぁみりい」	契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間(100%補償期間)	初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(初年度待機期間)
「どうぶつ健保べいびい」 「どうぶつ健保すまいるべいびい」	「どうぶつ健保ふぁみりい」				
契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間(100%補償期間)	初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(初年度待機期間)				

など

他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチン等の予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日より前に接種したワクチン証明書のコピー」をご提出ください。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。

その他

- | | |
|--|--|
| (1) 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にかかっているとき
(次年度もご継続いただいている場合を含みます。) | (2) 通院または入院が限度日数に達しているため、手術保険金のみをご請求いただくとき |
| (3) 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき | (4) 病院の会計システムの都合で窓口で精算できないとき
(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含みます。) |

窓口で精算できない場合のお手続き

重要

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合

手術用診断書 保険金請求書と診療明細書あるいは領収書に加えて、P25の書類のコピーが必要で、記入を依頼してください。

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。※文書作成料は被保険者のご負担となります。



アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

P25をコピーしてご利用ください。

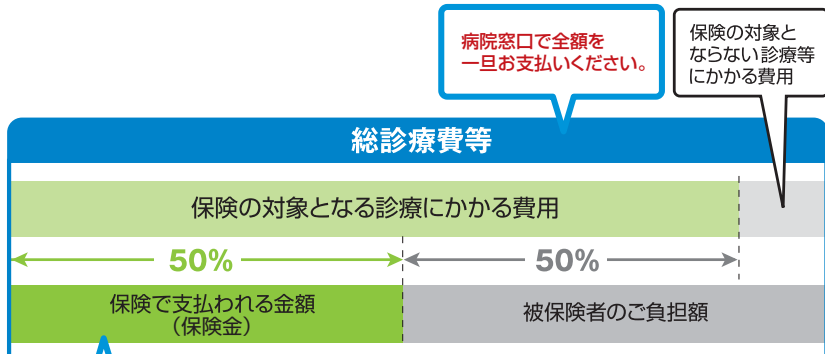
ご契約者様専用ページからもダウンロードができます。

■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
 ご契約者様ログイン >> 証券番号・暗証番号を入力

窓口で精算できない場合のお手続き

病院で診療を受けた後に、被保険者ご自身で請求書類を作成していただきます。必要な書類は、診療日から30日以内に提出するようお願いいたします。

1 動物病院窓口で総診療費等の全額を、一旦お支払いください。



必要書類を取り揃えの上、被保険者より直接弊社にご請求ください。

保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

	通院	入院	手術
支払限度額	10,000円まで/1日	10,000円まで/1日	100,000円まで/1回
限度日数(回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間

※「どうぶつ健保べいびい」のご契約者の方へ
 始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、残り11ヶ月間については上記限度日数(回数)を適用します。

2 病院で診療を受けた後、診療明細書あるいは領収書をお受け取りください。その際に右上の必要項目が記載されているか確認の上、保険金請求書とともに送ってください。



保険金請求書とともに送っていただく診療明細書(領収書)の必要枚数は、以下のとおりとなります。

- ご注意
- (1) 通院 → 1日の通院ごとに1枚
 - (2) 入院 → 1回の入院ごとに1枚
 ※退院後にまとめてご請求ください。
 - (3) 手術 → 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

診療明細書 (原本)

領収書 (原本)

お支払手続きに必要な項目

診療明細書(領収書)に記載してありますか。

保険金請求書にご記入ください。

- 1 被保険者名
- 2 どうぶつ名
- 3 動物病院情報 (病院名・電話番号)
- 4 内訳

- 5 診療日
- 6 診断名もしくは症状名
- 7 受傷日/発症日

不足している項目は、余白または裏面に動物病院で記入いただくか、被保険者自身でご記入ください。

3 被保険者ご自身で保険金請求書(兼医療照会同意書)を記入してください。

※1ヶ月間に複数回にわたる診療を受けた場合は、それらをまとめて1枚の保険金請求書を作成してください。

【契約内容】【保険金受取口座]をご記入ください。
 (P17,18 注1 注2 参照)

病院で請求内容をご確認の上、記入してください。
 (P17,18 注3 注4 注5 参照)

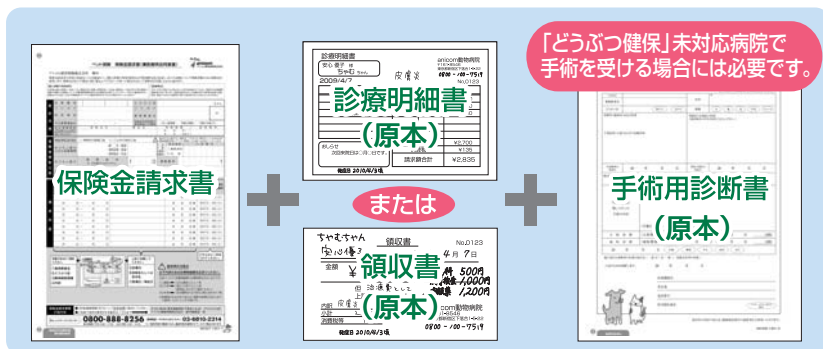
病院で「診療明細書(または領収書)」をお受け取りの際に、ご確認ください。
 (P18 注6 参照)

4 「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を被保険者ご自身で記入してください。

【診療記録簿 裏面】

窓口で精算できない場合のお手続き

5 記入もれがないかご確認の上、保険金請求書と診療明細書（または領収書）を封筒に入れてポストに投函してください。



保険金請求書類の送付先

- 右記の〔料金後納用紙〕をコピーして定形封筒に貼付してください。
- ご自身で送料を負担される場合は、こちらまで

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

6 請求に必要な事項がそろったすべての書面が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に銀行等のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日



ご契約者様専用ページをぜひご利用ください。

- 保険金等受取実績をご確認いただけます。
- 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」(P23)、「手術用診断書」(P25)、「料金後納用紙」(P16)のダウンロードができます。
- ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン >> 証券番号・暗証番号を入力

保険金請求書ご記入時の注意点

注1【契約内容】

証券番号	保険期間と診療日を確認していただいた上で、「診療記録簿」と同一の内容をご記入ください。
どうぶつ名	
ご契約者名	万が一、相違がある場合にはお客様を特定できず、お支払手続きが滞る場合があります。
被保険者名	
他の保険契約	弊社以外で契約している他の保険会社に請求される方へ 必ず保険会社、商品名、保険期間、証券番号をご記入ください。



注3【診療日】

お送りいただく診療明細書と一致していますか。

通院の場合は左側に通院日をご記入ください。

(例) 通院 5月1日～ 月 日

入院の場合は入院期間をご記入ください。

(例) 入院 5月2日～ 5月3日

注4【受傷日/発症日】

日付が明確でない場合は、時期をご記入ください。

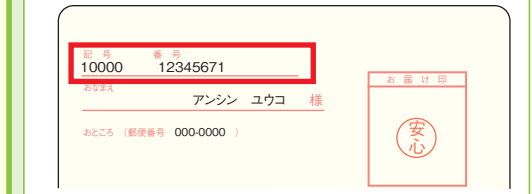
(例) 2010年4月上旬

注2【保険金受取口座】

① 保険料の振替口座 保険料支払方法に「口座振替」を指定していただいているお客様のみが選択できます。

② ①以外の指定口座 改めて口座をご記入ください。

注意 ゆうちょ銀行の場合、必ず通帳の表紙を開けた左上に記載されている記号*、番号をご記入ください。
*1から始まり0で終わる5ケタの数字です。



該当する口座がない場合は、これまでに弊社もしくはanicom(動物健康促進クラブ)に登録した口座へお支払いいたします。

注5【1日に2回以上診療を受けたことによる請求】

(例) 5月7日に病院に通院しました。同日に再度通院し、いずれも病院で全額を支払いました。

「該当する」に○印をつけてください。

注6

「診療明細書(または領収書)」をご覧の上、ご記入ください。

ペット保険 保険金請求書(兼医療照会同意書)

アニコム損害保険株式会社 御中

保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報の利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について保険金を受け取ります。保険金は以下の所定日割に支払われます。1回への支払額をもって保険金を受取るものと認めます。

【個人情報の利用目的】 お届けの個人情報は、保険料の算出、保険金への給付、医療行為への対応等の事業目的の調査や関係する保険に付いて少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含む、関係会社相互間および関係会社・第三者との間で利用させていただきます。

【医療照会】 当社が自費で特定する必要がある場合、関係会社(医療機関)の医師等に照会し、診断結果を付与し、保険金請求書の診療明細書に記載する場合があります。

契約者名: フリガナ
被保険者名: フリガナ
どうぶつ名: ちやん
性別: 雌
生年月日: 2002.01.10
住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
電話番号: 03-1234-5678

診療明細書

診療日	診療名もしくは症状名	受傷日/発症日	1日に2回以上診療を受けたことによる請求
2010.05.01	通院	2010.05.01	<input type="checkbox"/>
2010.05.02	入院	2010.05.02	<input type="checkbox"/>
2010.05.03	入院	2010.05.03	<input type="checkbox"/>

請求時の注意点
必ず内訳のある診療明細書をお送りください。

① 通院 → 1日の通院ごとに1枚
② 入院 → 1回の入院ごとに1枚(退院後にまとめて請求ください)
③ 手術 → 1日の手術または1回の入院と合わせて1枚
※診療後30日以内であれば、複数の診療分をまとめてご請求いただくことが可能です。

P23をコピーしてご利用ください。

ご契約者様専用ページからダウンロードができます。

■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン >> 証券番号・暗証番号を入力

ペット賠償責任特約 について

ペット賠償責任特約が適用されているかご確認ください。

ペット賠償責任特約は、基本契約に適用できる特約です。この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ」または「Web保険証券」等でご確認ください。ご不明な場合は、弊社あんしんサービスセンターへお問い合わせください。

「Web保険証券」は、ご契約者様専用ページで
ご確認くださいませ。



■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
ご契約者様ログイン >> 証券番号・暗証番号を入力

ペット賠償責任特約の保険金をお支払いする場合

ご契約いただいているどうぶつが日本国内において、他人*¹や他の動物に噛みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、普通保険約款およびペット賠償責任特約の定めに従い保険金をお支払いします。ただし1事故につき、お支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額*²)が設定されていますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約第1章「用語の説明(3)他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

*2 支払限度額の範囲で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

保険金をお支払いできない主な場合 (詳しくは普通保険約款およびペット賠償責任特約をご覧ください。)

賠償責任が発生しない場合	被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合	ご契約のどうぶつが被保険者以外の方の管理下にある場合
	ドッグラン参加犬同士による受傷の場合	被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩を依頼している場合には、その方の過失により発生した事故は、被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。
賠償責任が発生してもお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任 	

賠償責任事故発生時のお手続き

STEP 1	賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。	STEP 2	被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。
事故が発生した場合、すみやかに弊社あんしんサービスセンターまでご連絡ください。賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。		被害者との示談解決については、示談締結前に必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、 <u>負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合があります</u> のでご注意ください。	



ご注意

示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

Q & A

Q1 保険金の請求はいつまでにすればいいの？

- A**
- ① 診療日から30日以内(入院の場合は、退院日より30日以内)にご請求いただきますようお願いいたします。
 - ② 診療後、日数が経過されてからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。

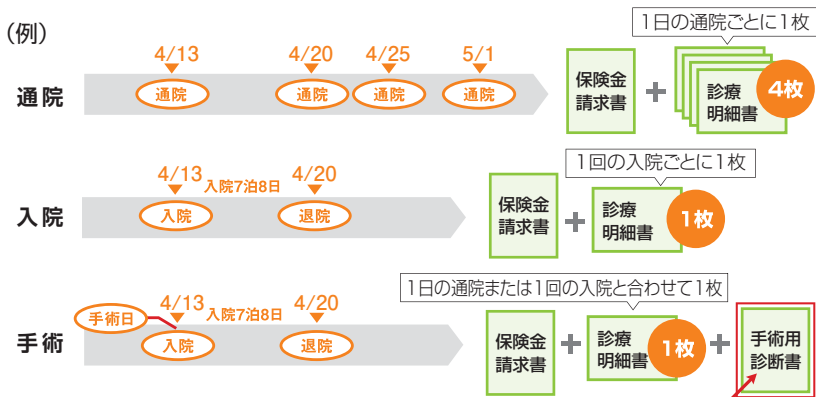
(例)3/12に診療を受けた場合



Q2 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」は数日分を1枚にまとめられるの？

A 診療後30日以内であれば、複数の診療分をまとめてご請求いただくことが可能です。ただし、お送りいただく診療明細書(または領収書)は次のとおりです。

(例)



「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合はP25の「手術用診断書」も必要です。

Q3 1日に2回通院した場合、1日あたりの支払限度額はいくらになるの？

A 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

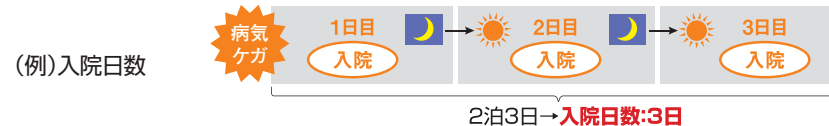
(例)4/1に2回通院した場合

	保険の対象となる診療費	支払割合50%	お支払いする保険金
4/1 午前 通院	16,000円	16,000円 × 50% = 8,000円	8,000円 + 2,500円 = 10,500円 1日の通院の支払限度額は10,000円までです。
午後 2回	5,000円	5,000円 × 50% = 2,500円	

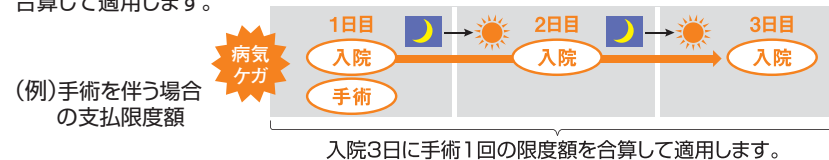
お支払いする保険金は、10,000円です。

Q4 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日？3日？そのときに手術を受けたら、支払限度額はどうなるの？

A 入院3日と数えます。



その間に手術を行った場合、通院もしくは入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。



最大で130,000円までお支払いできます。(支払割合は50%です。)

Q5 必要な書類を送ってから保険金を受け取るのにどれくらいの日数がかかるの？

A 請求に必要な事項がそろったすべての書面が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に保険金請求書にご記入いただいた「保険金受取口座」に保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

Q6 ワクチン接種をしていたのに、ワクチンで予防できる感染症にかかった場合、感染症の診療費は保険の対象になるの？

A 以下の場合は保険金をお支払いできますが、「どうぶつ健保」対応病院の窓口では精算できませんので、被保険者ご自身で直接弊社にご請求ください。

- 適切にワクチン等の予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合
※発症日より前に接種したワクチン証明書のコピーが必要です。
- 獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合
※獣医師の診断書・証明書のコピーが必要です。

感染症の例

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症

ペット保険 保険金請求書(兼医療照会同意書)

アニコム損害保険株式会社 御中

保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について関係書類とともに保険金を請求します。保険金は以下の指定口座に振込んでください。口座への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断・保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する保険について少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含む）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

【医療照会】

当社（当社が指定する者を含む）は事実確認を行うために、関係者（医療機関関係者を含む）等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供（治療、検査、関連するほかの診療等に関する説明を含む）を求めさせていただきます。

証券番号		どうぶつ名		ちゃん
フリガナ		フリガナ		
契約者名		被保険者名		印
平日昼間連絡先		保険証券等記載の被保険者との続柄		別居の未婚の子
他の保険契約		商品名		本人/配偶者 同居の親族
今回の診療に対してご請求可能な弊社以外の契約がある場合に記入ください。		保険会社		証券番号
		年	月	日
		年	月	日まで

保険金受取口座の指定	① 保険料の振替口座 ② ①以外の指定口座	③ 該当する口座がない場合は、これまでに弊社もしくはanicom（動物健康促進クラブ）に登録した口座へお支払いいたします。
ゆうちょよ銀行以外の金融機関	銀行 農協 信用金庫 信用組合 信用組合 ゆうちょ	支店 本店 出張所 営業所
ゆうちょよ銀行	通帳記号	通帳番号
	1	0
口座名義人	フリガナ	1

⑤ 診療日	⑥ 診断名もしくは症状名	⑦ 受傷日 / 発症日	1日以上診療を受けたことによる請求
※通院の場合は左側に通院日を、入院の場合は入院期間をご記入ください。			
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する 該当しない

記載があるかご確認ください。

- 被保険者名
- どうぶつ名
- 動物病院情報
- 内訳

上記に記載してください。

- 診療日
- 診断名もしくは症状名
- 受傷日 / 発症日

① 診療日	② 診療日(入院)	③ ANICOM動物病院
2010/04/28	2010/04/28	〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22
④ 診療費	⑤ 治療費	⑥ 入院費
¥1,000	¥1,200	¥1,200
⑦ 請求合計	小計	請求合計
¥2,835	¥2,700	¥2,835

⚠ 請求時の注意点

必ず内訳のある診療明細書をお送りください。

お送りいただく診療明細書の必要枚数は次のとおりです。

- 通院 → 1日の通院ごとに1枚
- 入院 → 1回の入院ごとに1枚
(退院後にまとめてご請求ください)
- 手術 → 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

※診療後30日以内であれば、複数の診療分をまとめてご請求いただくことが可能です。

どちらかに○印をつけてください。

保険金請求書類の送付先

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

あんしんサービスセンター

0800-888-8256

受付時間：平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30

携帯電話・PHSからはこちらへ 03-6810-2314

※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただきます。

(任意)同封部 補償詳細と保証書

手術用診断書

アニコム損害保険株式会社 御中

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

フリガナ 被保険者名	住所	〒	—
どうぶつ名	種類	犬	猫
診断名(傷病名)および症状		鳥	うさぎ
		フェレット	
主要症状(主訴)ならびに治療内容	受傷または発症の原因 (被保険者の申告内容をご記入ください。)		
当該傷病の 初診日	20 年 月 日	事故(受傷)日 発症日	20 年 月 日

紹介医療機関名 (他医療機関からの紹介でご来院の場合)

今回の傷病に 関して行った 手術の内容	手術名・内容等				
	(手術日	20 年 月 日)			
	(入院治療	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 日間)			
	(通院治療	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 日間)			
20 年 月 日	治療	継続	中止	転医	死亡

他に発行の診断書の有無と発行先・・・発行(有・無)、保険会社等の名称()

上記のとおり診断します。

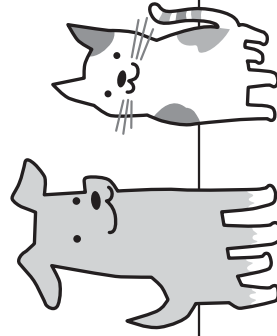
20 年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

担当獣医師名

フルネームサインまたは
捺印

※同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。